

平成27年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年12月16日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年12月16日 午前8時56分 委員長宣告

4. 審査事項

- 議案第90号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 指定管理者の指定について
- 議案第97号 指定管理者の指定について
- 議案第98号 指定管理者の指定について
- 議案第99号 指定管理者の指定について
- 議案第100号 指定管理者の指定について
- 議案第101号 指定管理者の指定について
- 議案第102号 指定管理者の指定について
- 陳情第8号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望

報告事項

1. 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
2. 財産の無償貸し付けについて
3. 可児市教育基本計画（後期計画）の策定について
4. エアコンアンケート結果等について
5. 学校給食費滞納者への法的措置について

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて

その他

5. 出席委員（7名）

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川上文浩	委員	出口忠雄
委員	田原理香		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	西 田 清 美	教育委員会事務局長	高 木 美 和
健康福祉部参事	井 上 さよ子	福 祉 課 長	豊 吉 常 晃
高齢福祉課長	伊左次 敏 宏	こども課長	高 井 美 樹
国保年金課長	高 木 和 博	教育総務課長	渡 辺 達 也
学校給食センター所長	山 口 好 成		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 記 書	小 池 祐 功	議会事務局 記 書	村 田 陽 子
--------------	---------	--------------	---------

○委員長（板津博之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

それではまず、議案第90号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） 資料番号1の47ページと資料番号4の3ページをお願いいたします。

議案第90号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

改正趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い改正するものでございます。主な改正内容は、資料番号1、47ページにあります可児市国民健康保険税条例の第25条第2項第1号の国民健康保険税の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を追加するものでございます。

以上が改正内容でございます。

施行日は、平成28年1月1日からでございます。

説明は以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第90号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 済みません、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これはここにこれだけの追加だという意味合いはわかったんですけど、所管は総務企画委員会のところになりますけど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定のところ、例えば、国民健康保険とかそういうところに触れているところがありますよね。そこら辺は、ここは第25条の話ですけど、全体としてそちらの部分にあるところで私たちが知らなきゃいけないというところはありませんか。

○国保年金課長（高木和博君） 規則等もございませうけれども、そちらは一括総務課のほうで改正をさせていただいております。1月1日号広報かには、市民の方へ関係規則等の、国保年金課だけではなくほかの課も含めまして、1月1日号の広報かには周知をする予定となっております。

○委員（富田牧子君） そうすると、国民健康保険に関するところは、この減免のところの申請書に個人番号をつけるよと、これだけのことだということですか。あとのところは総務の関係のところ、たくさんあるのを詳しくやるということですか。

国民健康保険の手続とか、いろいろ減免じゃなくてほかにもありますでしょう。そういうときに個人番号をどうするかということはどうなっているんですか。

○国保年金課長（高木和博君） 総合政策課を中心に担当課が集まりまして、1月1日から施行されるものですから、窓口対応についてはまだ制度が熟知されておりませんので、制度説明をしがてら、また個人番号を書きいただかなくてはいけない手間が出ますので、当然最初のころはそういった個人番号を持ってきてみえない方があるので、その辺については市民の方の手間を省くために御説明して、職員のほうで記載をさせていただくということを今考えております。

○副委員長（山田喜弘君） まず1点、平成28年1月1日施行なので、マイナンバーの状況ですね。本人に届いていないという状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○国保年金課長（高木和博君） 済みません、ちょっと聞き取れなかったんですけど。

○副委員長（山田喜弘君） マイナンバーの通知カードですね、簡易書留なので、戻ってきているその数を教えてもらえますか。

○国保年金課長（高木和博君） 昨日、市民課長のほうに確認したところ、返戻してきたものは2,477人でございます。

市民課といたしまして、12月20日日曜日、27日日曜日、29日火曜日に休日対応で窓口交付を予定しております。以上でございます。

○副委員長（山田喜弘君） もう1点、先ほど課長のほうから説明があった、来庁した市民の方がマイナンバーを持ってこずに、職員の方が書くというような話ですけど、もう少し決まっていることがあれば、具体的に説明してもらいたいと思います。

○国保年金課長（高木和博君） 基本的には通知カードを持ってきていただきまして、あと個人が特定できるもの、運転免許証とかパスポートですね。それで個人を確認いたしましてやるわけでございますけれども、最初のうちは、先ほども言ったように熟知していないので、個人番号を持ってみえない方が大多数だと思うので、実は住民基本台帳のほうに個人番号は既に登録されておりまして、確認できることになっておりますので、個人の方を窓口で確認いたしまして、職員でナンバーを書く。12桁ございますので、書き損じをはいけないということで、ダブルチェックでもう一人の職員とチェックをするという方法をとらせていただこうと思っております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） これはマイナンバーに関連して変更があるわけですけど、そもそもマイナンバー制度について、私たちは税の徴収強化や社会保障などの公共サービスの抑制が本当の狙いであるというふうに思っておりますので、負担増や給付減を押しつけるマイナンバーは廃止しかないとこれまで反対をしてきました。したがって、この件に関しましてもマイナンバー関連ということで反対をいたします。

○委員長（板津博之君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第90号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第93号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 私からは、議案第93号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

議案の資料のほうですが、資料番号1番の56ページ及び資料番号4の3ページにございます。

改正趣旨でございますが、先ほど国保年金課長から説明しました可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例と同様、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、本条例を改正するものでございます。改正内容としましては、介護保険料の徴収猶予及び保険料の減免を受ける場合の各申請書の記載事項に個人番号を追加するものでございます。

施行日は、平成28年1月1日。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより議案第93号に対する質疑を行います。

発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 今回の改正も、国民健康保険税条例の一部改正と同じマイナンバー関連で、同様の理由によってマイナンバー制度には反対ですので、この条例改正も反対いたします。

○委員長（板津博之君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第93号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第96号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） 資料番号1の60ページ、それから資料番号4、議案説明書の4ページをお開きください。

可児市児童館の設置及び管理に関する条例で、児童館の管理を指定管理者に行わせることができるよう、今年の6月議会で改正したものに関しまして、今回指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

施設は、可児市児童館の4館でございます。管理者は、本店が東京都調布市にございますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間。ただし、広見児童センターにつきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日の2年間というふうになっております。

それでは、詳細のほうにつきましては、本日別紙の教育福祉委員会資料のナンバー1のほうで御説明をいたします。

まず、このシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社について簡単に御説明を申し上げます。

この事業者の名称にあるシダックスというものにつきましては、一般的にはカラオケで認知されている企業のイメージがございしますが、もともと学校給食の委託調理を中心とした給食事業で、昭和35年に東京で創業している企業でございます。年商は200億円を超えておりました。資料にも記載しておりますとおり、学校・保育園の給食業務、それから児童館や学童保育の業務、それから図書館の業務、それから施設管理・ビルメンテナンス業務、それから市の窓口受付、それから警備等々の業務を請け負っており、現在は行政が行う業務の広範囲で事業を展開しておられる企業でございます。

その中で、子育て支援の関連施設につきましては、資料にありますとおり、児童館が37カ所、それから学童保育が70カ所というふうでございます。近隣では、美濃加茂市の学童保育9カ所を受託しておられます。児童館につきましては関東地区での実績が多く、この近隣では実績はございません。

そのほかの施設ということになりますけれども、美濃加茂市の学校給食センターの指定管理、それから関市のわかくさ・プラザですね、総合福祉会館の指定管理も受けてやっております。学校とか保育の給食はもとより、全国で多くの児童を対象にしました事業を50年以上続けて、児童のこと、それから子育て支援に関しまして、長い経験に裏づけられました十分な実績を有した企業と言えます。

余談ではありますがけれども、このシダックスという名前はグループ企業の会長の名前が志太さんということから来ているということだそうでございます。

次に、資料の4番になりますが、選定について御説明申し上げます。

選定方法は公募方式となっております。応募者からのプロポーザルを受けて選定するもの
でございます。今回、指定管理に関する議案が全部で9本ございますけれども、ほかの8
本は全て1者の応募ということで、児童館のみが複数、5者からの応募があったというもの
でございます。

当委員会の指定管理に関する最初の議案となっておりますので、皆さん御存じのこととは
思いますが、簡単にこの公募の流れについて御説明をいたします。

まず平成27年7月15日から8月10日、1カ月間ほど指定管理に当たって詳細な内容を記載
した公募要項をホームページ等で公表いたしました。可児市の広報かにもでも募集の周知をい
たしました。募集の受け付け期間を8月から9月の1カ月間、募集の説明会を7月28日に行
い、8月3日には現地施設説明会ということで4館を、8者参加いただきましたけれども、
一日かけて御案内して歩きました。最終的には今回のように5者の応募があったというところ
でございます。

この応募者に関することにつきましては、6月のこの委員会におきましても、株式会社と
か社会福祉法人などと、幾つか興味を持った事業者が出てきたと。そんな中で公募をすれば、
恐らく応募をしていただけるという段階に来たのでということをお断りしたわけなんですけ
れども、先ほど申し上げましたとおり8者関心を寄せていただき、最終的には5者の方が応
募をいただいたというものでございます。

その際に提出されました提案書ですね、要するにプロポーザルというのが、こういう形で
応募を出していただいております。非常にこれを作成するには相当な労力と時間をかけて応
募して、プロポーザルに臨んでいただいたということかなというふうに思っております。

次に、この提案書を受けまして、財政課が所管をしております指定管理者選定委員会とい
うものが設置をされます。児童館の指定管理者選定委員会は平成27年10月23日に午後から半
日かけて実施をしております。この指定管理者選定委員会というのは、その審査結果を踏ま
えて、最終的に市長が事業者を選定するための判断材料とするために行うものでして、今回
委員5名がこのプロポーザルを受け審査をしておられるというものでございます。

今回5者あったということで、各社15分のプレゼンテーションの時間と、それから15分の
質疑応答という非常に短い時間の中で審査が行われたというところでございます。その各委
員の点数の平均が、資料の裏面をごらんください。このような採点結果になっております。
表の①、②については、市外の事業者です。それから③、④、⑤については、市内の事業者
です。

では、表の一番下をごらんください。

①の業者が86.2点、それから②の業者が85点と、非常に今回僅差でございました。過去に
こういった複数のプレゼンテーションを受けて決定するというのはなかなかなくて、昨年の
福祉センターへの応募が3者あったということでございますけど、こういった5者あった中
で非常に僅差というものの中で結果が出たというのは今回が初めてというような中で、この
2者について、市が考えている子育て支援の今日的課題とか、市が目指すべき方向性と、こ

の2者のうちどっちが合っているのだろうかというようなことも検討する必要があるだろうということから、いろいろ協議の結果、最終的にはこちらの85点であった②の事業者を今回選定しております。それがシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社ということになります。

ちなみに、この指定管理者選定委員会では、点数としてはこの僅差で出ておりますけれども、要するに手挙げ方式で、どちらがどうだというふうで各審査員のものを評価しますと、2対2対1と、要するに引き分け状態というふうでもありました。

以上のこともありまして、今後5年間、可児市の子育て支援をともに実施しますパートナーとして十分な力を備えた事業者として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理することについて、お諮りするものでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第96号に対する質疑を行います。

○委員（田原理香君） シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社について調べさせていただきました。そうしたら、今高井課長がおっしゃいましたように、特に食育というところに非常に重点を置いてやっていらっしゃるということで、きっと高得点をとられたのも、そういう中でいろんなところにおいて多分基準にしているんだらうなというふうに思います。

ただ、1つ気になったことがあります。それは、前回6月のときの教育福祉委員会の議事録を見させていただきまされたときに、高井課長のほうで富田委員からのお話のあった返事に、自治会運営とかそういった地域に合ったところの活動を強めていくという、その地域地域に合ったところでやっぱり取り組んでもらっていきたいというお話がありました。それは具体的にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、また今後のそういった方々にはどのようなことをイメージされておられますでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） 今回、6月の条例のときにも御説明いたしましたけれども、やはり4館あるそれぞれの特徴、特色を出した児童館にしてほしいと。そういったことを条例の中にも書き込みをしておりますけれども、そういった中で、それぞれの地域に合った児童館という意味では、今回、先ほど申し上げました説明会とか、あと施設の現地説明会の中で、お越しいただいた事業者に我々の思いを説明しております。それを受けて、先ほど申し上げたこういった提案書を出されております。

その提案書の中には、地域の皆さんといかにやっていくかということで、どこの社も、可児市が掲げる「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」ということで、連携という、多少言葉当たりいい提案をされておりますけど、特にこのシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社については、地域の中心となって、私たちが児童館が子育て支援のコーディネートをするんだと、中心になるんだということを強くこの中で書き込んでおられますし、当然施設の運営委員会というのも現行は設置しておりますけれども、これも当然のことながら地域の方に入っていただいたり、学校の先生と連絡を密にとり合っただけで進めていきたいとか、あとは子供たち自身が子供委員会というのを設置して、自分たちがどんなことがやりたいんだとか、そういったこともやりたいというような御提案を

されております。

そういった意味で、この地域との関係を強めてやっていきたいということは当然ありますし、いろいろ事業者がこの後指定の候補の案内をした後も、やはり地域の皆さん等の意見を聞きながら進めていきたいということを強くおっしゃっておられますので、過去、この辺では実績がありませんけれども、東京方面の児童館でもこんなことをやっていますよというのはここの中にありますし、それから美濃加茂市の学童保育も委託を受けてやっておられますけれども、非常に学校やそういった中でも子供のことをよくわかっていて事業を進めておられるなあということが我々としては聞いております。以上です。

○委員（田原理香君） ありがとうございます。そうやっておっしゃっていただけるのは本当に心強いです。

というのは、きのう児童館の母親クラブの方々と、若いお母さん方とお話をしてまいりました。そうしましたら、ずっととにかく、私知らなかったんですけども、児童センターというのは、本当に子供たちが遊ぶ場というところで、自分が10年も20年も前もそんなイメージがありました。ところが、今児童センターというのは、むしろ子供たちが遊ぶ場というより、3歳児までのお子さんを連れてきた若いお母さん方がいらっしゃるところ、その中で要はママ教育をしていくような場に、今児童センターはまさにそのように変わっているところだというふうにお聞きしました。ですから、母親クラブの方々も、子供たちと遊ぶというより、むしろ若いお母さん方がその輪の中に入っていただくようなことに意識をして、それで私たちはやっておるんだと。ですから、利潤追求の企業がもし来られて、そういったところが本当に損なわれるんじゃないかというふうに危惧されていたので、それはよかったと思います。そのようにお願いしたいと思います。

ただ、お話を聞いている中で、今ちょうどマイナス10カ月とか、若い人たちが住みたいまちづくりというふうに可児市の中で一番強くおっしゃっている、これからの環境基本計画のところにもあると思うんですが、お話を聞いていると、この宝庫、実際母親クラブの方々や先生方がおっしゃっていたんですが……。

○委員長（板津博之君） 質疑をしてください。

○委員（田原理香君） はい。

このように非常にいろんな情報が集まってくる、若いお母さん方がどのように思っているかということが非常に集まってくるところに、本当に指定管理にして手放してしまっているのかなと思ったことと、それと可児市がここにどのように、任せるばかりじゃなくて、せっかくの宝庫のところをどのように絡むのかということをお教えください。

○こども課長（高井美樹君） まず1点は、運営委員会というのがございますけれども、我々がそこに必ず参加をするというのが1点。それから、指定管理の当然の流れになりますけれども、モニタリング評価、それから1年間終わった後の実績報告というものが一つの指標になっています。

ですから、今回指定管理に出す中で、いろいろな指標の中で、じゃあこの指標はどれぐら

いできたかというのは毎月毎月提出していただいて、コミュニケーションをとって確認をして進めていくということになります。

当然、今回これから詳細を詰めていくわけなんですけれども、今やっている事業をさらに強めて充実していく。それから、今田原委員がおっしゃられたようないわゆる母親教育といえますか、お母さん方への子育ての大変さをみんなで共有して学んでいこうというような場にしていくという意味では、可児市の児童館の施設というのはそういった形で非常に合った施設かなあというふうに思っております。

そういったことで、簡単に言えば、モニタリング評価というもので常に確認はします。ただし、いわゆるこれは指定管理者である以上は、指定管理者がここで提案を出していただいたものを常に意識しながら、これを評価したということになりますので、取り組んでいただくということなので、当然私どもとしては信頼できるパートナーとして一緒に仕事ができるというふうに思っております。

○委員（富田牧子君） この前、予算決算委員会の中でお聞きした中で、平成28年度、29年度は4館をやるから、平成30年度、31年度、32年度は3館だからということで、平成28年度の債務負担行為の金額として4,752万円、平成29年度が4,841万円、それから平成30年度、31年度、32年度が3館分として3,619万円というふうに予算が出たと思うんですけど、実際に去年の予算では3,807万円ですよ。大変高いということ、もちろん株式会社だから、もうけなきゃいけないから、もうけがオンされているからこんな値段だというふうに私は思うわけです。いろいろサービス、あれもこれもやってくれるというけど、今までだってもっと児童センターにお金を使っていたら、ちゃんとしたいろんな今不満がある分もあると思うんですけど、安いお金ですからそんなにできなかつたんで、これが1,000万円も予算がふえれば、当然できるというふうに思います。そこら辺はどうなんですか。コストが安く上がるなんてとんでもないうそじゃないですか。

○こども課長（高井美樹君） お答え申し上げます。

平成27年度の児童館運営に関する事業の予算の総額というのは3,807万円という額になっておりますが、これについては、議案質疑の再質問の中で御答弁をしておりますけど、実はこども課が持っている児童館事業のほかに、ここにかかっている必要経費があるということをお答え申し上げます。それが各職員の社会保険料ですね。これが年間で大体420万円ほどです。あわせて、再任用職員の所長の給与分がおおむね300万円というような額であったり、あとそれから兼山児童館は、生き生きプラザの中の併設ということでございまして、そちらの電気、水道、ガス代、そういったもろもろが年間で60万円ほどかかるということです。それにあわせて、4館で職員が13人、それに年間多くの方が御利用されるということで、当然こども課の職員がその中で大きく仕事にかかわってやっているというものでございます。

そういったことを考慮したものが今回の指定管理料ということでございますので、この平成27年度の事業の予算額に入っていないものが実際はあるという経費が乗っかっているの

この差についてはそういったものが含まれているというふうで御理解いただきたいと思います。

○健康福祉部長（西田清美君） ただいまの富田委員のコストが安くなるというお話について、ちょっとだけ補足の説明をさせていただきたいと思います。

指定管理に出したからといって、1,000万円のもの500万円になっているという説明をしたものではなくて、今まで職員が施設管理、人事管理をしていたわけですが、そういうところから離れて、本来の言い方は適当でないかもしれませんが、企画業務、将来の施策運営、施策の立案、そういったところに力点を置いて仕事ができるという部分があって、必ずしもお金で判断できない部分があるという部分がございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（富田牧子君） それはあなた方が説明するときそうやって言ったから、私はコストの話をしたんで、別にコストが安けりゃいいというふうには思いませんよ。子供に関することだもん、やっぱりきちっとお金をかけていただきたいというのと、それからこういう子供の施設がもうけの対象になるということが腹立たしいですね。本当にこんなことあっていいのかというふうに思うわけ。

この前の話のときは、例えば、どんなところに引き受けてもらうかというときに、母親クラブというのがあって、大体実際できないから、それはちょっと疑問に思いましたが、社会福祉協議会とか、そういうところだったらまだしもというふうに思っていましたけど、今回株式会社が出てきて、全国一律にあそこもここも、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が本当にあそこでもここでもやっているという、そんな全国一律のサービスをやってほしいんですか。

○こども課長（高井美樹君） 確かに全国でたくさんの、児童館でいいますと37カ所を受託しておられます。全国37カ所が標準サービスというふうには全く我々は捉えていませんし、このシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社もこういう提案書の中で、可児市の我々が説明した我々の思いを伝えた中で、これだけの作業をして提案していただいたものを5年間かけて実行しようというものでございますので、そこが一律、一緒の事業をやるとか、そういうことではなくて、逆に言うと、あそこの市ではこんなおもしろい事業をやっているとか、あそこは地域の人たちとこういうつながりをしながらやっているよという、逆にそういう我々が可児市4館でしか持ち得なかったノウハウ以上にほかのノウハウを有しておられるというふうに思っています。なので、指定管理に出すということは、市民サービスのさらなる向上ということを申し上げたとおり、そこを狙って今回指定管理に出したという意味合いからすると、全国一律同じような、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社がやる児童館はみんな同じになるというふうには考えておりません。

○委員（富田牧子君） そうすると、ちょっとお聞きしたいんですけど、新しい子育て支援施設の児童館についてということと、それから学童保育について、そして学校給食について、今後どういうふうに思っておられるんですか。ここでシダックス大新東ヒューマンサービス

株式会社が出てきて、私は学童保育もたくさんやっているのを知っているし、そういうのって指定管理というか、ちょっと学童保育はわかりませんが、こういうところにノウハウがあるから委ねたいと、そういうふうに思っているのか、それとも可児市の子育ての関連の施設は、やっぱり市が面倒を見るというか、市が中心でいろいろもっと工夫してもらえばいいと思うんですよ。そんなこと、あっちでこうやっている、こっちでこうやっているというような情報ぐらい、幾らでも寄せ集めることができるから、今までそういう努力が足らなかったんだというふうに思うわけですけど、今後の方向をどう考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○**こども課長（高井美樹君）** まず、駅前の拠点と、それから学校給食センターについては、私の所管ではございませんので、ここでどういう方向かということはちょっと申し上げることは差し控えたいと思いますが、学童保育につきましては、説明の中で申し上げましたとおり、美濃加茂市で9館、これは業務委託という形でやっておられます。これは学校の施設というのは、学校内の施設を使うということで、校長先生の管理下にある、教育委員会の管理下にありますので、指定管理のように全ての管理をあなたに委ねることができない施設かなあと。非常に難しい施設なので、こういう業務委託をとるという方向性なのかなあとというふうには思います。

この部分については、市の全体の方向性の中で、国も含めてですけど、民間でできることは民間にという部分があります。これはまだまだこれから検討の余地があるので、全く検討しないというものではありませんけれども、これから順次検討することになるのかなというふうに思っております。

○**健康福祉部参事（井上さよ子君）** 新たに子育て支援の拠点に予定をする児童センターがございませぬ。また、そこにつきましては、親子サロンも入ります。また、クッキングスタジオ、それから運動のスタジオ等、総合的にどんなふうに持っていくかについては、まだこれから検討する段階でございませぬので、シダックス云々の想定を考えているわけではございませぬ。

○**教育委員会事務局長（高木美和君）** 私のほうから学校給食センターについて少しお話をさせていただきたいですけれども、現在、学校給食センターは公共施設振興公社のほうに委託しておりますし、現在学校給食センターそのものがPFI方式で進んでおります。PFIが終了した時点で検討が必要だと思っておりますけれども、現在のところどういった方法にするかは検討は始まっておりませぬ。以上でございませぬ。

○**委員（冨田牧子君）** PFIの終了は何年ですかね。

○**教育委員会事務局長（高木美和君）** ちょっとはつきりしていませんけど、平成32年だったと思います。

○**委員（川上文浩君）** 私からはこの議案に対してですけれども、指定管理者の指定ということですので、点数が低いところが選定されたという部分では、この採点結果を見ると、可能性よりも実をとったのかなと。安定性ですよ。

前回、私も初めての経験ということで、議会ホームページのプロポーザルの審査委員をや

りましたけれども、やはりそのときの受けるプロポーザルのよさと、それから実績とかいろいろ選定するのに非常に難しい判断をしたわけですけれども、今回は、中部学院大学の平松准教授を委員長にして4人の方、合計5人の指定管理者選定委員がいると。これに関して当課としては、所管外だとは思いますが、指定管理者選定委員に関する選定について、何かアドバイスをしたとか、考慮したということはありませんか。

○**子ども課長（高井美樹君）** 今回5名の指定管理者選定委員の内訳といたしますが、学識経験者が1名、それから2名が専門委員という形で、税理士であったり行政書士、司法書士のような公の業務部分に触れておられる方、それからあと市民委員2名という5名の構成です。これは所管では財政課がその委員会の運営管理をするわけなんですけれども、当然子育て関連の施設だという意味では、どういったような選考がいいのかということは財政課からの問い合わせを受けて、子ども課が関連している市民の皆さんの中で、ある程度構成的部分も含めてということで、例えば民生児童委員であったり、主任児童委員であったり、そういった方であれば、ある意味行政の一部として子供のこともよく知っておられ、適正ではないかということはお答えをしております。

○**委員（川上文浩君）** ということは、個人的に云々ということではなくて、その関係する児童館、福祉センター、障害者通所施設、これが1つになっているのか、余り財政課のことを深く聞くと問題になるかもしれませんが、団体として申し込んでこれを選定したということで、推薦してということになるんですか。これは財政課が出して、個人的に頼んだということになるのか、ちょっとアドバイスの仕方がはっきりしなかったのので、そこをもう1回教えてください。

○**子ども課長（高井美樹君）** 団体に聞いてというふうな作業をしているかどうかというのはちょっと私のほうでは存じていませんけれども、子供に係る団体としては、先ほど言いましたとおり、そういった団体がありますよという話をお伝えしているだけです。

○**委員（田原理香君）** ふだんから児童館に携わっていらっしゃる方々が、こうした指定管理で全くよそのところから、幾ら会社できちっとやっているところとはいえど、そういう利潤追求をされている会社が指定管理されるということにおいて、非常にどなたも危惧、懸念されておられます。

そういったところにおいて、全く今までと同様に、ああこれで会社がか変わったから変わるのかなということにおいては、どうなのでしょう。

○**子ども課長（高井美樹君）** まず、この提案書を見ますと、可児市が現行やっている各種事業を踏襲し、それに御自身が持っているノウハウをつけ加えたような形になっていますので、大きくその事業が変わるといふふうには思っておりませんし、指定管理の御提案の中にも、母親クラブとかそういった方のおつき合いも、各クラブは10万円ほどの補助金を今出してやっていただいておりますけれども、こういった部分も尊重して予算を立てておられます。ですので、先ほど言いましたとおり、そういった現行の皆さんとのおつき合いはより密に、よりフレキシブルにやれるというふうには思っています。

○委員（富田牧子君） ここを選んだときに、参事が魅力ある提案があったというふうにおっしゃったと思うんですけども、具体的な中身は何ですか。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） いろんな子育て施設において、今現場の運営にたくさん携わっていらっしゃいます。そういった中に、ノウハウが例えば一つありますのは、児童館で現場の先生が動いております。毎日いろんなプログラムを考え、工夫をなさっておられますけれども、そういったところへの強い現場指導のシステムを持っていらっしゃいます。

例えば、そういう専門のプログラム開発やスタッフ研修の部署を持っておられますので、そういった方が指導の立場でも話をするし、現場にも直接行くといった、そういった現場の直接体制への指導をとっても強い推進室というものを持っていらっしゃいます。

また、体力増進というものを非常に重視した提案をさせていただいております。体力増進員を各館に配置するというような内容も提案いただいております。

○こども課長（高井美樹君） 追加で少し補足いたしますと、先ほどそういった全国の各児童館に対するいろんなプログラムを指導する部署をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社自身が持っているという中に、もう閉館してしまいましたけど、国立総合児童センターこどもの城というのが青山にありました。そこで長く館長をやっておられた方が、その顧問という形で全国を回って、いろいろな子供のかかわり方とかプログラムだとか、そういったものを指導するというような体制を持っておられるというところでございます。

○委員（富田牧子君） そういう指導をしてもらう、それでこどもの城の人も行くというようなことは、別途料金ではなくて、この4,752万円の中に入っているということですか。

○こども課長（高井美樹君） はい、そうです。

○委員（田原理香君） もう一度、先ほどのちょっと具体的な確認なんですけど、例えばお母さん方からすると、地域デビューをされる方々がほとんどだと思うんですけど、そういう中で不安や子供を育てることに対して危惧されていらっしゃる方々に対して、具体的にそれをプログラムというんじゃなくして、本当にそれをつなげていく、不安を解消してあげたり、もっともっと仲間ができたり、例えば子育てのこともということが、今度の指定管理者のやられるところの中にも当然含まれているというふうに考えていいんでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） 先ほどの田原委員が母親クラブの方との意見交換の中で、そういう小さいお子さんを連れてお母さんたちの場所でもあるということ、それから可児市が標榜しているマイナス10カ月からの子育てというところは当然強く理解をしておられます。そういった提案の中で、相談事業もしっかりやっていくというような内容になっております。

○委員（田原理香君） ありがとうございます。

というのも、母親クラブとか、ほかの携わっていらっしゃる方が、今回のことについて何一つ可児市のほうから聞いたこともないし、いろんなことについてどうなんだということ、いろんな意見を求めるということ、今後に対してということも一度もなかったというふうにお聞きしましたので、どうなのかなと思ってお聞きしました。以上です。

○こども課長（高井美樹君） 施設の運営委員会というのがあると先ほど申し上げましたけど、

その母親クラブの方も御参加いただいています。その中で、可児市の児童館の今後のありようという中で、市の行政だけじゃなく、こういう指定管理という方向を今可児市は持っているというのは、その運営委員会の中で御説明をさせていただいています。そこに御出席された方が、各メンバーの方にこんな方向だよということを各4館全てでやっておりますので、その点についてどういうふうに皆さんに伝わっておるか、ちょっと私のほうでは承知していませんけれども、児童館のリーダー、児童館の児童厚生員にも当然、可児市の全体の流れというのは十分説明してきたかなというふうには思っております。

○委員（富田牧子君） 地域のことは地域でとかよくおっしゃる、だから市の子育てはやっぱり市が考えるのが、私は当然だというふうに思うんですね。それで、先ほどすばらしい何か指導のシステムがあると、そこに研修に来てやっていただくように今まで呼ばよかったんだし、こどもの城の人もお金を出したらちゃんと来てくれるわけですから、それぐらいレベルを高めるためにやればよかったんで、本当に他人に委ねていいのか、地域の団体ならまだしも、全国展開する株式会社こういうことを委ねていいのか、本当にそこら辺はどう思ってみえるんですかね、市の人。私はやっぱり自分の市の子供は自分たちが責任持って育てていくというところで、児童館も学童保育もいろいろあって、それで日々努力をして、職員は申しわけない、臨時職員で申しわけないというふうに処遇は思うんですけども、市がかかわってやっぱり子供を育てていこうというときに、こういうふうに、運営委員会には入っていますからというだけで本当に委ねていいのか、良心は痛まないのかということをおは市の職員の人に聞きたいです。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 子育てにおきましては、市の行政のみの力でいい子育てができるということではないと思います。市全体はもちろん、国全体でもいろんな方向が考えられておりますけれども、可児市において市民の力、市民の中でも行政も入り、ボランティアも入り、それを取り巻く方も入り、そしてその企業の方も当然御協力いただける関係で動かしていただけたらと思っております。

そういう意味で協力いただける方を選定し、ともにパートナーとして、広いお力をかりて市としては取り組んでいきたいというふうに考えます。

○委員（田原理香君） そういう意味で、ふだん富田市長、それから可児市の方々がこういう若い人たちがというところ、それから若い人たちの意見をどのように聞いて、どのようにそれを吸い上げて可児市政に反映していくかということをおは市からおっしゃっています。

いろんな話を聞きますと、ここがまさに、本当にその集まる場所、おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんと連れてくる、若いお父さん、お母さんがいらっしゃる、子供たちがいらっしゃる、こんな情報のど真ん中はないんじゃないかと思いました。ということをおは市を踏まえて、指定管理ということをおは市で確認、その企業にお願いするというおは市でしようか。もう一度そこだけ確認させてください。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） そこら辺はしっかりやっていきたいと思っております。現状も、例えば子育てサロンも入っていただいております、それは強いお力で多くのボラ

ンティアに多くの市民の方が御相談も持ちかけられ、動きをとっておられます。そういった状況も非常に大切にして受けとめていただけるといふ確認もとれておりますし、それは今後ともこの体制を一方的にお任せするのみではないことを先ほどから申し上げておりますけれども、具体的に申し上げましても、こども課も当然入りますし、議会でお話ししましたように、健康増進課サイドも協力するような形での、マタニティーの問題のことであつたりとか、さらにいろんな連携もとれておる。その積み重ねを経て強化をするといふことは必ずできるというふうに思っております。

○副委員長（山田喜弘君） まず1点、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社にかわつて、現在の職員の雇用についてはどのようなになるのか教えていただきたいと思ひます。

○こども課長（高井美樹君） これは指定管理者選定委員会のときにも、そういったような御質問があり、それを受けて、現行の指導員については、原則、基本的に継続してお勤めいただくようお願いをしたいといふことのでございますので、この議決を得れば、すぐに各館を回られて、来年度からの雇用に関する説明をしたいといふふうに既に事業者からはお話があるような状況です。

○委員（田原理香君） 将来、例えば今回も可児市の方が手を挙げられたとお聞きしておりますけれども、そういう中で、とてもこういう餅は餅屋には多分、水準がとても到達していなかつたんだらうと思ひます。そうすると将来、今度のこの5年後以降のところ、可児市の方々にやっぱりやってもらいたいといふ御意向はあるのでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） 本来、この指定管理の話といふのは、もう1年前から指定管理をする方向性を出しておりましたけれども、昨年から1年間延ばした形になっております。これはまず、ちゃんと関心を持って、可児市に合った提案をしていただける事業者がどれぐらゐるだらうかと、そこの見きわめをしたかつたといふのが1つと、あとやはり市内の事業者が少しでもこういう子育て支援にかかわつてほしいといふ思ひは私の中にはありました。だからこそ、今回、3者提案していただきましたし、募集説明会のときにも、もっとほかの事業体の方も説明を聞きに来ていただきました。

そんな中で、今回残念ながら指定といふところにはいきませんでしたけれども、何とかこういった子育て支援に係るお仕事をもう少し何かほかの分野で、もし地域の事業体なり、そういったところと一緒にできるのであれば、そういった中で御経験を踏まえて、5年後にまた再チャレンジをされるかどうかといふのは、その事業者のお考えになるかと思ひますけれども、この残念だった企業体の皆さんには、私も直接出向いてこの審査結果をお伝えしながら申し上げましたけれども、地域のために我々も再チャレンジのチャンスがあれば、また頑張つてみたいといふような前向きな言葉もいただいております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 私は、今回のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に児童センターを指定管理として指名をしてやっていただくということには全く反対です。株式会社が出てきて、結局の目的はやっぱり利潤追求ですから、子育ての部分ではこれはなじまないというふうに思いますので反対です。

○委員（川上文浩君） 賛成の立場から討論させていただきます。

議案第96号 指定管理者の指定についてということで、児童館を指定管理にしていくということでもあります。

本来、指定管理というものは、経費を削減していきながら、今後の新しい、財政が硬直している中、新しい仕組みとして生まれたものでありまして、最適な施設運営のための最適な手法、限られた職員数、必要十分な行政サービスを提供していくために、民間活力を導入するPPP、いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップの一つの手法であります。

本年、6月の議会でも可児市の児童館の設置及び管理に関する条例について可決した議会でございますので、導入に関する民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用するというところで、多様化、複雑化する保護者のニーズへの地域での対応が迅速に行えるということで、こちらと契約したということでもあります。

本来、その指定管理の手続にのっとなって公募をかけ、5者からの応募があり、残念ながら市内業者と見られる業者は落選ということになりましたけれども、この公平に行われた指定管理者選定委員会の意向を重視し、今後は可児市議会としても、この事業者に対するチェック機能を高めながら、以前も各所へ視察に行っております。その折に民間事業者が運営されるいろんな児童館のことですとか、放課後の子供預かりの施策など視察をした上でいろんな勉強しておりますので、このところは指定管理者選定委員会の意思を尊重して、この議案には賛成していくものであろうというふうに思っております。以上です。

○委員（田原理香君） 今回、民間で指定管理をされているところにも、ほかの市町にちょっとお聞きしました。そうしたら、それはその中でうまくやっていたところ、ああ、そういうこともあるんだというふうに思いました。

私は今回、このシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社というのはまだわかりません。だけれど、本当にこのシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が今までの可児市でできなかったところ、児童センターにおいてできなかったところのその基準のところはまずやれるだろうというところはすごく期待します。

そしてもう1つ、これは今後の可児市の本当に試どころだと私は思います。こんな大事なところを本当に指定管理にして、よそに渡してしまう。でもその中で、本当に地域の中でいろんな人たちがかわって、本当にそういったところになるだろうという期待を物すごくして賛成いたします。

そういう中で、それほどのそういう期待があって、いろんな意味での水準も、いろんな質的にも量的にもそれがうまくいく、それは地域の方やふだん携わっていらっしゃる方々のしっかりと意見を聞いて、それで行政がそれとしっかりと吸い取って、現場の人たちの声を大

事にしながらやっていくという、本来のこの基本計画にもありますけど、それにのっとるといことでおやりなると先ほど参事も課長もおっしゃったので、そういうところに大いに期待をして賛成いたします。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第96号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第97号 指定管理者の指定についてから議案第101号 指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○健康福祉部長（西田清美君） 指定管理者の指定について、これから所管の各課長が説明をするわけがございますけれども、その前に1つ、説明資料の訂正がございますので、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

ただいまの議案第97号から第102号まで、老人福祉センター、それからデイサービスセンター、障がい者通所施設、これらの指定管理の説明書の中で一部条例の表記が違っておりますので、よろしく願いいたします。

具体的には、資料ナンバー2の1をごらんいただきたいと思います。

この資料の右側のページでございますけれども、選定基準及び申請事業者採点結果という表がございます。ここの番号の7番の事業計画書に沿ったという部分の括弧書きのところがございますが、手続条例第5条第4号という表記になっております。これは第3号の誤りでございます。

以下、先ほど申し上げた議案全てこういう表記になっております。単純な表記ミスでございました。まことに申しわけございません。この場をおかりいたしましておわびを申し上げます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 資料の訂正、大変失礼いたしました。

私のほうからは、議案第97号から議案第101号まで関連ですので一括で御説明をさせていただきます。

資料番号1番では61ページから65ページでございます。それから、資料番号4の説明書のほうでは4ページ、5ページでございます。御参照を願えればと思います。それぞれ指定管理者の指定についてでございます。

まず議案第97号でございますが、老人福祉センター可児川苑についてでございます。本日の委員会資料では、右上の委員会資料のナンバー2の1になります。

老人福祉センター可児川苑の指定管理につきまして、指定管理の候補者は公益社団法人可児市シルバー人材センターでございます。当団体は、平成23年度から当該施設の指定管理者としての実績がある候補者でございます。次期の指定期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年でございます。この事業者の公募に対しまして、応募は当団体1団体のみでございました。指定管理者選定委員会における採点結果は、資料を今見ていただいています2の1の裏面でございますとおりでございます。この事業者に対する指定をお願いするものでございます。

続いて、議案第98号につきましては、施設のほうは老人福祉センター福寿苑及び福寿苑デイサービスセンターでございます。資料のほうは2の2になります。

指定管理の候補者は社会福祉法人可児市社会福祉協議会でございます。老人福祉センター福寿苑におきましては平成23年度から、福寿苑デイサービスセンターにおきましては平成18年度から当団体が指定管理者として管理運営をしております。次期指定期間につきましては、同様に平成28年度から平成32年度、公募に対する申請は当団体1団体でございました。採点につきましては、裏面のとおりでございます。

続いて、議案第99号でございますが、老人福祉センターやすらぎ館についてでございます。本日の資料では2の3になります。

候補者は公益社団法人可児市シルバー人材センターです。当施設においても、平成23年度からシルバー人材センターが指定管理者として管理運営をしております。次期指定期間につきましては、同様、平成28年度から平成32年度までの公募をいたしまして、応募は当団体1団体でございました。採点は裏面のとおりでございます。

議案第100号でございますが、可児川苑デイサービスセンターです。本日の資料では2の4になります。

指定管理の候補者は社会福祉法人慈恵会です。このデイサービスセンターにおいては、平成18年度から当団体が指定管理者として管理運営をしております。次期指定期間につきましては、同様、平成28年度から平成32年度まで、この公募に対しまして、応募は当団体1団体でございました。資料のほうの裏面に採点結果が載せてございます。

最後に、議案第101号でございますが、やすらぎ館デイサービスセンターです。資料のほうは2の5になります。

指定管理の候補者は社会福祉法人慈恵会。当該施設も平成18年度から慈恵会のほうで指定管理として管理運営をしております。期間につきましては、平成28年度から平成32年度。こちらも応募は当団体1団体でございました。採点結果は裏面に載せてございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより議案第97号から議案第101号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 今までやっていただいたところにまたやっていただくということになると思うんですけど、裏の先ほどの採点表を見ると、100点満点で8割しかとれていないと。新しいところではなくて、今まで経験もあってやっているところなのに、一応点数のつけ方

も公平かどうかちょっと私もわからないけど、一つの目安として、慈恵会は85点あったりするんですけど、低いところもあるんですけど、こちら辺に何かどこか指定管理するに当たって、市が想定していることとやっぱり欠ける点があるんじゃないかというふうに思うんですけど、点数が低いところで。そこら辺はどういうところですかね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 具体的にここですよというところはなかなか申し上げにくいところだと思うんですけども、特に老人福祉センターについては、近年利用者が伸び悩んでいる部分があります。それから、利用者の年齢層がやはり高年齢化と申しますか、だんだん少しずつですけれども、年齢の高い方の利用がふえてきていると。新たな利用者の確保とか、利用者の増につながるような働きかけ、そういった部分について少し、やはり期待をする部分と申しますか、新たな取り組みに対して今までのままではいけないよというような思いが少し点数としてあらわれているのかなというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） 富田委員の関連ですけれども、やはり公募をかける以上は競争の原理というものは確かに期待しているんですよ。けどどこも出てこないということは何か原因があって、公募の新しい事業者が出てこない。その原因はどのように考えられていますか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 大変難しい質問でして、PRと申しますか、公募を行うということについては、広報等を通じて行っておるところでござりますが、特に老人福祉センターの運営というところにつきましては、それを行える民間事業者というところが今のところまだ十分育っていないのかなというところかなというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） やはり育っているということも大切ですが、その今、先ほど担当課長が言われたように、利用者も減っていく、いろんな理由があるでしょうけど、やはりサービスの充実ができていないんじゃないか、指定管理者にした意味がないんじゃないかなるんで、先ほどの児童館の件もそうですけれども、指定管理者にして利用者が減ったり、サービスが低下したなんてことになると全くもって意味のない、ここでPPPがとまってしまいますから、そこのところはもう少し担当としても、市としてもしっかりと見ていきながら、指導したりですとか、アドバイスをしたりとか、またその関連事業者をやはりしっかりとしたところでサポートしながら育てていくということをしていかないとも分よくはないだろうかと。

せっかく指定管理者にしてよくなる予定の、明らかに住民のサービス、福祉を向上していくというのが、民間の力をかりてやるというのが大きな目的ですから、それ以外には何もなくて、だめになっていくなら、また直営に戻すという話になっていっちゃうもんですから、その間は何だったんだということになってくるんで、そこのところはもうちょっと、この児童館以外、全てそのまま5年間、1者が応募してきて指定管理というのは非常にお粗末な結果だというふうに捉えていただきたいというふうに思います。

今後、またそれを育てていく方法とかがあればお聞きしたいと思います。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 今後は高齡福祉の部分、これは高齡福祉だけではないとは思いますが、やはり地域の中で住民の皆さんがいろんなことを享受しながら生活して

いけるというところを目指していかないといけないと思っております。

そういう意味においては、老人福祉センター、昔からある施設ではございますが、福寿苑は市の東部、それから市の西部には可児川苑、それから少し離れているところでやすらぎ館というような配置になっておりますので、地域の方々を取り込みながら、先ほどの児童館ではありませんけれども、その中で地域課題を少しでも克服していただけるような、そんな展開をしていけるように、今後指導もしていきたいというふうに考えております。

○委員（田原理香君）　うちの桜ヶ丘でも、こういういろんな施設に、老人福祉センターに皆さん行かれます。高齢者の方々は皆さんお仲間同士、結構情報が満遍なく行き届いています。こういう老人福祉センターがこれからも、とにかく今は行くと感じるのは待ちの状態だということです。今まで置いてあるものがそのままあって、待ちの状態、いらっしゃったところに対応する。そうすると、どんどんどんどん減ってっていくのが明らかだと思います。もっともっと魅力ある、本当に、ああそこだから行ってみようみたいなものの仕掛けをどんどんしておかないと多分少なくなるだろうと。

それは、多分こういう方々の中ではなかなかアイデアが生まれません。そうするともっと市のほうから、あそこでもこういうことをやっているけど、それが非常にあふれていた。あそこにはこんな人がいるから、これを入れてそこでやったらどうだろうというようなことのアアイデアをどんどんどんどんこういったところに入れていけるといいと思いますが、そういったことはどうでしょう。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君）　御指摘の部分は、十分に感じております。特に老人福祉センターにおいて、各種講座の企画とか自主事業というような取り組みもしていただいておりますが、従前からの内容を引き継いでいる部分というのがやはり中心になっています。そこに新たな提案とか、地域の方々にこんなことをやりたいというようなこともぜひ取り入れながら、そこで一つ、地域の方々の活躍の場というようなことにつながっていくような、そんな仕掛けをしていただけるようお願いをしていきたいと思っております。

○委員（富田牧子君）　5年前にシルバー人材センターがこの可児川苑の指定管理というときにも、私は文教福祉委員会にいて、本当にできるんかという話を聞いたことがあるんですけど、シルバー人材センターのそもそもやっていることの対象の方々は、ここで働く人が高齢の方でいらっしゃるので、でも看護師の経験を持っている人とかいろいろいますから大丈夫ですというふうで言われたと思うんですね。5年前に、あなたじゃなくて、ほかの人がね。

それで、5年たって、本当にきちっと内容が充実できたのか、そこら辺はどういうふうに管理・監督ではないですよ、これは指定管理やもんでそんなに過ぎたことは市としてもできないし、でもこの5年間でこんな点が充実したとか、そういうことは具体的にわかったら教えていただきたいなと思うんですけど。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君）　シルバー人材センターの、今、一つの例としていただいたと思うんですけども、大変しっかりと管理をしていただいているというふうに私のほうは思っております。管理者、あるいはその看護師等の対応等も適切でありますし、利用者

に体調面でふぐあいがあるときの対応も、事後の報告になりますけれども、市のほうに報告が上がってきたときには、きちっとした対応をとっていただいているというふうに思っておりますので、そういった点においては、施設の維持管理、あるいは利用者の安全確保といったところについては、こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、合格点といえますか、大変ありがたいと思っております。

ただ、先ほど申しあげましたように、地域をつくるとか、地域を盛り上げるというような観点においては、やはり少しまだまだやっていた部分というのは、余力といいますか、そこにはまだプラスしていく部分は少し残っているのかなというふうに考えております。

○副委員長（山田喜弘君） 先ほど、これは全部1者応札というか、1者しか手を挙げなかったということですが、そうすると民間が手を挙げるためにはどんなことが必要だと思っているのでしょうか。例えば指定管理料に魅力がないとか、どのように感じているのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） ちょっとそれに今即答できるだけのところがございませんので、また検討していきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第97号 指定管理者の指定についてから議案第101号 指定管理者の指定についての5議案を一括採決いたします。

挙手により採決いたします。本5議案について原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第97号から議案第101号の5議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第102号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○福祉課長（豊吉常晃君） それでは議案第102号 指定管理者の指定について、御説明をさせていただきます。

資料番号1の議案書につきましては、66ページをお願いいたします。また、資料番号3のふれあいの里可児の指定管理者の指定についてという資料をごらんいただきたいと思います。

指定管理者の候補者団体につきましては、可児市今渡にございます社会福祉法人可児市社会福祉協議会でございます。指定管理期間につきましては、平成28年4月1日から5年間でございます。事業者の選定につきましてはでございますが、現在この施設につきましては、可児市社会福祉協議会が指定管理を受けて運営をしておりますところでございます。今回、指定管理者選定委員会の採点につきましては、資料の裏面に掲載させていただいております。

ございます。

先ほどの7番にございます条例の号の訂正については大変申しわけありませんでした。

この指定管理者選定委員会の結果について精査を行いまして、また来年度からさらに継続して特命指定を行いまして、候補者団体として選定をさせていただいたところでございます。特命指定の理由としては、資料にもございますけれども、3点ございます。

まず1点目は、継続的サービスの提供の必要性でございます。ふれあいの里可児は長期間の継続した利用者が多いことや、障がい者へのサービスの提供・支援を行う施設である性格上、利用者個々の障がいの程度、また、心身の状況を十分に把握し、一貫性を持った継続した支援、また利用者と施設職員との強い信頼関係が求められる施設でございます。さらには「障がい者生活支援センター ハーモニー」との連携によりまして、利用者それぞれの特性や要望に応じたサービスの提供・支援が今後も期待できるものと思っております。

続きまして2点目ですが、就労支援の充実の点でございます。当施設の就労継続支援B型事業でございますけれども、平均工賃は資料にありますように全国平均を大きく上回る実績を上げております。これは、市の社会福祉協議会が年間を通して安定した作業量を確保しているという実績や、地域の活力を積極的に活用し、工賃水準の向上に取り組んでいるというようなものでございます。

3点目でございますが、住民サービスの向上と管理経費の削減の面でございます。現在、重度障がい者の養護者の皆さんから、短期入所事業所を確保していただきたいという要望がございます。社会福祉協議会につきましては、今後5年をめどに当施設の譲り受けを要望しておられます。そういったことから短期入所事業の実施をまた前向きに検討されているということもございます。市としましても、この施設を譲渡することにより、ライフサイクルコストの削減ができ、短期入所事業を実施していただければ、住民のサービスの向上につながるものと考えておるところでございます。

以上によりまして、可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の第2条にございますただし書きでございますが、「公募を行わないことについて、特別の事情があると認められる場合はその限りではない」という条項によりまして、さらには可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の第2条第2項第1号にございます「当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき」、また同じく第2号にあります「当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことが望ましいと認められるとき」という条項によりまして、特命指定を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより議案第102号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 済みません、先ほど御説明いただいた資料のナンバー3のところぢょっとお伺いしたいところがあるんですけど、3点特命指定にした理由があるという中の、当施設を譲渡することにより、ライフサイクルコストの削減ができと書いてあるんですけど、

ちょっと意味がわからないので教えてください。

○福祉課長（豊吉常晃君） この施設につきましては、平成8年に建設されまして、平成9年から運営が開始されているところでございます。ただ、10年たっておりますので、大規模な改修には至っていないところでございますけれども、将来的に大規模な改修がある場合につきましては、現在、譲り受けを希望されています事業所に対しまして、譲り受けた上では、そちらのほうが管理運営をしていくということになりますものですから、そういった経費の削減につながっていくものということで上げさせていただきました。以上です。

○委員（冨田牧子君） それから、指定管理料ですけど、ここは5年間で3,000万円ということで、年当たりになると600万円なんですけど、ほかの指定管理に比べれば随分安いわけですけど、この600万円ほどの内訳はどんなもんなんですか。

○福祉課長（豊吉常晃君） この600万円につきましては、平成26年度の決算額を参考に上げさせていただきました。1つは生活介護の事業の部門、また就労継続支援の部門、その2部門につきましては、おおむね管理費につきましては470万円ほどの赤字といたしますか、収入に対する決算でございました。それにつきまして500万円という指定管理料を設定しまして、さらに100万円につきましては、維持管理費といたしますか、修繕料を100万円設定しました。これにつきましては、平成25年度と26年度の実績をもとに平均化したものでございます。そういった形で両方足しまして600万円という指定管理料を積算した上でございますけれども、年度ごとに決算を精査しまして、返還を受けるといたしますか、精算を行うというような形でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第102号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第8号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

○副委員長（山田喜弘君） シルバー人材センターから、毎年のようにこのような陳情が出されます。要望の中身を見させていただきますと、3点ほどあると思います。そんな中で、シルバー人材センターへの業務委託料なんかは、昨日、財政課に一覧表を出していただいて、

年間に1億円ほど出ているということで、市としてはそれなりに業務を委託しているということ。

あと、要望としては日数ですかね。シルバー人材センターを通しての働き方としては、1カ月10日を超えないとか、制限があるのを緩和してほしいということの要望がありましたが、それについては、国のほうが今、週に20時間を週30時間から35時間に検討しようというようなところでもありますので、それについては国の動向をしっかりと見守っていきたいというふうに思います。

あと、労働者派遣法については、これは平成27年9月11日に労働者派遣法が改正されていますので、御要望をいただいていた時点ではなかったと思いますけれども、既に改正されておりますので、それらを踏まえて聞きおきにしておいてはどうでしょうか。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ただいまの副委員長の理由におきまして、陳情第8号については委員会聞きおきとさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

○委員（川上文浩君） 私のほうから1点動議を出させていただきます。

今委員会におきまして、意見書の提出を求めていきたいというふうに思っております。

その理由につきましては、地域における障がい者福祉の充実強化並びに障がい福祉サービス施設の財政支援措置についての意見書ということで、今回、富田議員からの一般質問にもありましたが、当市では当初3カ所の障がい者福祉施設の準備をしておりました。どことは申し上げませんが、その中で1カ所は住民の理解が得られなかったということでできなかったわけですが、可児市広見にあります市民センター跡地に1件、これは社会福祉法人みらいという業者がもう選定されておきまして、就労移行支援事業定員25名、就労継続支援B型定員20名と、作業内容は喫茶、配食弁当、クリーニングなどを予定しております。

また、瀬田地内にあります教職員住宅跡地にハートピア可児の杜、それからサンライズ可児の杜ということで、同じように生活介護事業と就労移行支援事業を予定しておる事業者、社会福祉法人大和社会福祉事業センターという2つの事業所が決定いたしております。

これも当初は、瀬田もいろいろ運動があったり、特に広見市民センターは2度ほど私も行きまして、何とか地域の理解を得てここまで来たわけですが、ことし国庫補助金がつかなかったということで、これが1年間延長というか、めどがつかないような状況となっております。

この事業者2者は、何とか1年我慢して準備をしてやっていくということでもありますけれども、これが来年度、国庫補助がつかないと、また白紙になってしまう可能性も多々ございますので、こういったことを国へ意見書を提出したらどうかということで、委員会発委として取り扱っていただけないかという動議を提出させていただきます。

○委員長（板津博之君） ただいま川上委員より動議がありました。地域における障がい者福祉の充実強化並びに障がい者福祉サービス施設の財政支援措置について意見書を提出してはどうかという動議でございました。

本動議について、当教育福祉委員会で審査をするかどうかを委員の皆さんにお諮りをしたいと思います。

ただいまから挙手により採決をいたします。本動議を当委員会で審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに審査することに決定いたしました。

では事務局から資料を配付させますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず意見書案を事務局に朗読させます。お願いします。

○議会事務局書記（村田陽子君） それでは朗読いたします。

地域における障がい者福祉の充実強化並びに障がい福祉サービス施設の財政支援措置についての意見書（案）。

平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

本市においても、障がいのある人が地域の中で社会参加を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進している。

しかし、その重要な拠点となる障がい福祉サービス施設は、まだ市内において充分でなく、特に生活介護、就労移行支援・就労継続支援サービス等の日中活動の場やグループホームといった住まいの場が必要なサービス施設として市民から強い要望がある。

市としても、市有地の無償貸与や財政支援など、施策の推進にあたっての支援の強化を図っているところであるが、地方自治体単独では、財政上の限界もあり、国からの支援が必要不可欠と考える。

よって、国においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、障がいのある人が地域の中で、社会参加を図り、安心して暮らせるまちづくりが推進できるよう、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く

要望する。

記1. 地域における障がい者福祉の充実と社会福祉施設等施設整備補助金交付等の財政支援措置の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日、岐阜県可児市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。

- 委員長（板津博之君） それでは、先ほど川上委員からも提案の趣旨説明がありました、補足ということをお願いいたします。
- 委員（川上文浩君） 簡単な補足ですけれども、意見書の中に障がいの「がい」の平仮名と漢字表記がございますけれども、国の表記に合わせているということで御理解いただければというふうに思います。以上です。
- 委員長（板津博之君） それでは、ここで先ほどの提案趣旨につきまして、質疑を行います。文案については後ほど調整を行いますので、提案趣旨についてのみ質疑を行いたいと思います。
- 委員（富田牧子君） 全く賛成なんですけど、とても気になる場所があって、どうしてかという、障がい者福祉サービス施設と書いてありますが、これは障がい者にとっては当然の私は権利であると思うので、サービスではないということちょっと考えていただきたいなと思って。サービス施設、サービスと、このようにありますけど、障がい者にとっては健常者と比べておくらしているいろんなところを、やっぱり権利として、それこそ障がい者差別解消をするわけですから、サービスでやるのではないという、基本的人権の問題で障がい者の施設というのがあるんだというふうに私は思うので、「サービス」というのだけ削っていただけませんか。
- 委員長（板津博之君） それでは文案につきまして検討、調整を行うため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時38分

- 委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 先立ちまして、提案趣旨については委員の皆様、質疑はございませんね。
- 〔挙手する者なし〕
- じゃあ質疑ないものとみなします。
- それでは、文案につきまして、川上委員より発言を求められておりますので、許可いたします。
- 委員（川上文浩君） 先ほど文案につきまして、富田委員のほうから「サービス」という言葉を削除したらどうかという御提案がございました。よって、標題の障がい福祉サービス施

設の「サービス」、それから文中の真ん中「しかし、その重要な拠点となる障がい福祉サービス施設」の「サービス」、その下段「就労継続支援サービス等」の「サービス」、そしてその下段「必要なサービス施設」の「サービス」を全て削除した上で再提案させていただきます。

○委員長（板津博之君） 川上委員のほうから、ただいまの文案についての修正に当たって提案がありましたけれども、ほかに文案について御意見ございませんでしょうか。

○委員（亀谷 光君） 国の表記の仕方に、そういう福祉サービス施設という文言があるんですよね。この整合性はどうかでしょうかね。

○委員（川上文浩君） 今も事務局、それから担当課と検討しましたが、サービスというものを取っても、そういった取った部分で表記しているものはありますので、国のほうも不統一ということで、こちらのほうでいけるんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに。

執行部のほう、何かありますか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、委員の方、ほかに文案のほうについて御意見あれば。

なしということよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を行います。

討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論を終了いたします。

これより地域における障がい者福祉の充実強化並びに障がい者福祉施設の財政支援措置についての意見書（案）についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。地域における障がい者福祉の充実強化並びに障がい者福祉施設の財政支援措置についての意見書（案）についてを採択すべきものとする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、私のほうから教育福祉委員会発委として、議長宛てに意見書案を提出することに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

なお、各種状況で、てにをは等の変更が必要になった場合は、委員長、副委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただき、この意見書を発委として最終日に提出をいたします。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで午前10時55分まで休憩といたします。

これ以降は報告事項に入りますので、関係部課長以外の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

○委員長（板津博之君） 教育委員会事務局長のほうから、先ほどの発言について訂正を求められておりますので、これを許します。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 議案第96条の折に、学校給食センターのPFIが何年までかという御質問がございまして、私、平成32年までというお話をさせていただきましたけれども、正しくは平成32年3月末までということですので、曖昧な表現でございましたので訂正させていただきます。平成32年3月末まででございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、報告事項1. 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 可児市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、3月議会に御提案をさせていただく内容でございますが、少し概要を説明させていただきます。

この条例により可児市のデイサービスセンター3館でございますが、デイサービスセンターにおいて行う事業を第4条の中で定めております。現行では通所介護、それから認知症対応型通所介護、それから要支援者の方に対する介護予防通所介護、それから介護予防認知症対応型通所介護を行うというふうに第4条で定めております。

本市においては、平成28年4月から介護予防日常生活支援総合事業を開始いたします。その関係で、デイサービスセンターで行える事業の中にこの通所型サービスを展開できるよう条文を整備したいというふうに考えております。

また、もう1点ですが、同じ条文の中で、小規模な通所介護事業所については、平成28年4月から地域密着型通所介護という区分に区分されます。これは、国のほうの介護保険法の改正に伴うものですが、現在、可児市の老人福祉センター3館の利用定員数では、この地域密着型通所介護に移行する事業所はありませんが、今後の事業運営の中で定員数の変更があると、地域密着型通所介護に移行することも想定されるため、あわせて条文を整備しようというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、報告事項2. 財産の無償貸し付けについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） そうしましたら、お手元の教育福祉委員会資料のナンバーの4、それから補足になりますけど、カラーのこういう子育て支援研修というパンフレットを後ほどこちよっと簡単に触れさせていただきますので、御準備のほうをお願いいたします。

それでは、御説明申し上げます。

当事業の推進につきましては、平成27年8月25日の委員会において御報告をいたしまして、以降、運営事業者の募集、選定及び予定地の調査測量等の事務を進めてまいりました。このたび、運営事業者が決定いたしましたことと、今後のスケジュールに関しまして御報告を申し上げます。

ただし、当事業につきましては、土地の無償貸し付けの手続が完了した後に正式な協定書を締結することとなりますが、平成29年4月、あと1年と3カ月しかないというような開園スケジュールでございますので、事前の準備は順次進めておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料のほうをごらんいただきますと、まず事業者は市内の社会福祉法人村の木清福会、広見保育園を運営事業者として決定いたしました。当事業者は、昭和25年に設立された歴史ある保育園であります。広見の村木地区に3歳から5歳の「すくすく」といいますけれども、180人定員の園、それから分園として中恵土に未満児の130人の定員、「にこにこ」があります。計310人の定員でこの保育園を運営しております。この規模は県内でもトップクラスということになります。

選定につきましては、公募条件を県内の70名から100名程度の園を運営している実績のある社会福祉法人、もしくは学校法人といたしました。今回、これを公表したことによって5事業者から興味を寄せていただきましたが、最終的には3事業者からの申し込みとなりました。

資料の裏面をごらんください。

下のほうに選定基準と採点表が掲載してございます。選定方法を公募によるプロポーザル方式といたしましたので、これについても選定委員会、これはこども課のほうの所管で選定委員会を設置いたしました。平成27年11月19日にプロポーザルを行い、このような採点結果となった次第でございます。①番の事業者が広見保育園でございます。下記の総合得点をごらんいただきますと、76点と74点という2つの事業者、大きな得点差ではありませんでしたが、今回もこの各審査項目を見ていきますと、11項目中7項目で①事業者である広見保育園が一番高い評価を受けております。

今回の選定委員会の審査結果を踏まえまして、最終的に市長が決定することとしておりまして、今回は市内での長い御経験を生かした提案内容、それから今までしっかり保育に取り

組んでいただいた実績への信頼感と、そういう点から社会福祉法人村の木清福会に決定をしたものであります。

済みませんが、資料また表面に戻ります。今後のスケジュールについて御説明します。

平成29年4月開園に向けて急ピッチで進めていく必要がございます。国の補助金の申請タイミングとか、その他事由を考慮すると、多少の変更も考えられますので、案として御理解いただきたいと思っております。

土地の無償貸し付けにつきましては、過去の事例、例えば可児駅前の駐輪場、こういったものを参考に進めてまいります。市にとっても事業者にとってもベストな方法を見出していきたいというふうに思っておりますので、3月議会には何らかの形で議会にお諮り、もしくは御報告できるように努力をしております。

また、裏面のほうをごらんください。

今回は、可児川苑のゲートボール場のところに整備する予定にしておりますが、そちらのイメージをこのような整備イメージで、ベースで進めていくこととしております。園舎部分につきましては、可児川苑駐車場と同じ高さまで土を入れてかさ上げをいたします。それから園庭部分は、現行のゲートボール場と同じ高さでやります。ゲートボール利用者にも十分お話をさせていただきまして、今回、その利用者の皆様からも、利用していないときは保育園の皆さんも入ってきて遊んでいただいて結構ですよというような温かいお言葉をいただいております。今回、隣接する可児川苑の元気な高齢者、皆さんだけでなく、ゲートボールをやっておられる皆さんと園児との交流も活発になるんじゃないかということで、期待が膨らんでいるというところでございます。

最後に、10月1日の新聞に県の発表で、残念ながら可児市も7名の待機児童ということが公表されました。現在も正直なところ綱渡り状態で、来年はさらに厳しい状況になることが予測されています。計画どおり、平成29年4月にこの保育園を開園しないと、保育園を利用したい、利用する必要のある子育て世帯が困ってしまうこととなります。多くの保護者が現在不安な気持ちを持っておられますが、この100名の認可保育所が1年と3カ月後にできるという計画は、その不安を取り除くには十分なインパクトがあるかなというふうに考えております。

また、この保育園内には園児を預かるだけではなく、地域の保護者ですね、小さいお子さんを持ったお母さんが来ているいろいろ相談をしたり、地域の方が一緒に子育てにかかわるような子育て支援センターというのも設置をしていただく提案となっております。相談事業のさらなる充実、地域住民が子育て支援にかかわる交流拠点になるなど、「マイナス10カ月からの子育て つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を実践していく施設にもなり得るというふうに期待をしております。

「住みごこち一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」を目標に掲げ、子育て世代の安心づくりを重点方針として掲げている本市にとりまして、保育園はまさに子育て支援のベースとなるものでございます。あと1年と少ししかございません。これを

必ず実現するために、こども課だけではなく、可児川苑を所管している高齢福祉課、それから建築関係の指導をしてくれる建築士とか、関係各課一丸となりましてこの事業に取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） ここで続きまして、お手元にお配りしておりますカラーの資料の子育て支援研修、そしてA4の1枚の放課後児童支援員認定資格研修の説明を加えさせていただきます。

よろしいでしょうか。お手元のカラーの子育て支援研修資料、そしてA4の放課後児童支援員認定資格研修の資料をお願いいたします。

子ども子育て支援制度に位置づけられました子育て支援事業の担い手となる人材が必要となってきた中、その育成のため、国や県により研修が実施されます。こういった研修につきまして、従前、委員会でも可児市のほうでの開催を県に要請しておりますということも御報告しておりましたので、ここで可児市で願いがかないまして行われるという現状の情報をお伝えいたします。

放課後児童支援員のほうでございますが、支援の単位ごとに配置しなければならない基準が設けられておりますので開催されるものですが、1月から2月に可児市総合会館分室にて開催されます。県内2カ所開催のうちの1カ所でございます。

子育て支援員の研修のほうはカラーのパンフレットにありますように、小規模保育、家庭的保育等で本資格により担っていただく人材となっていていただくものでございます。各種のコースのうち地域保育コースを1月から2月にかけて、共通科目日程が可児市福祉センター、専門科目日程がゆとりピア開催というふうで予定をされます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時11分

○委員長（板津博之君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの報告に対する質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、報告事項3. 可児市教育基本計画（後期計画）の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（渡辺達也君） 可児市教育基本計画（後期計画）の素案がまとまりましたので、別添のホームページ掲載要領、これは資料ナンバー5の3でございます。それに別添の計画の概要、資料ナンバー5の2でございます。これらを添付の上、パブリックコメントに付する前に、本委員会に素案の内容を報告させていただきます。

ここで、ちょっと申しわけありませんが訂正がございまして、ホームページの掲載要領、

資料ナンバー5の3でございますが、これの下から2段目の枠の左の欄でございます。「御意見等及び市教育委員会の考え方」とございますが、ここを「御意見及び市の考え方」に訂正させていただきたいと思っております。それと、その同じ枠の右の欄でございますが、4段目の真ん中の「市教育委員会の考え方」を「市の考え方」に訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、素案の内容につきましては、資料ナンバーの5の1をもとに説明させていただきます。

素案の表紙をごらんいただきたいと思います。

この計画書の正式タイトルでございますが、これは可児市教育基本計画後期計画でございますが、通称のタイトルといたしまして、「笑顔の学校」と名づけさせていただきました。これは計画の肝となる部分を、この通称のタイトルに反映させたものでございます。

この計画は、市長がことし9月に策定いたしました可児市教育大綱の実現を目指すものでございまして、その実現による学校現場の子供たちや先生、保護者、地域住民等に笑顔があふれているイメージを笑顔の学校と表現いたしまして、あわせて計画の通称名を同様な表現とさせていただくものでございます。

一方で、笑顔の学校をつくっていくことが可児市教育大綱の実現につながるものと考えております。この表紙の末尾の朱書きで記載のとおり、前期計画から名称や内容を変更したり、新たに追加した事項、教育大綱の考え方を盛り込んだ箇所などにつきましては、わかりやすくするために朱書きで表示させていただいております。

以下、この素案段階でこうしたスタイルであらわしておりますので、最終的には朱筆の部分は黒字になります。

それでは、1ページをごらんください。

これは、ことし9月1日付で市長が策定した可児市教育大綱でございます。これにつきましては、去る9月議会でこの委員会でも御報告させていただいたとおりでございます。

2ページをごらんください。

基本構想でございます。この計画は教育基本法に基づく地方公共団体に策定が努力規定とされた法定計画であります教育振興基本計画でございます。平成23年度から施行しております可児市の計画は、基本理念、基本的視点及び5つの基本目標で構成されました基本構想部分と基本計画各論で成り立っております。右の上の図の一番下の欄にございますとおり、10年間の市の教育の方向性を示した基本構想のもとで、平成23年から平成27年、この5カ年を前期計画とし、そして当初の計画段階では後期計画も5カ年を予定しておりましたが、市の総合計画や可児市教育大綱の計画期間が4カ年であることを考慮いたしまして、1年切り上げまして4カ年とするものでございます。

3ページをごらんください。

可児市教育大綱との関連ということでございます。基本計画そのものは平成23年度から既に走っておりますが、そういった中で、ことし9月に教育大綱が策定されたわけございま

す。本来ならば教育大綱が先にありまして、これを反映した計画が策定されるのが自然の流れでございますが、大綱の内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なるときには、この計画を変更することが望ましいとされております。本市の場合は、既存の基本計画前期計画の内容において、目標や施策の基本的方向性が大きく異なるものではないと判断しております。したがって、前期計画との一体性、連続性及び継続性を維持しつつ、教育大綱の内容をより反映した計画とするため、前期計画を策定した当初の予定どおり、計画の基本構想部分の変更は行わず、前期計画の基本計画各論の部分の見直しにより策定したものでございます。

このページの後段のイメージ図でございますが、教育大綱と義務教育期間のスローガンの笑顔の学校との双方向の矢印の意味するところでございますが、これは先ほど表紙のところでも若干触れましたが、教育大綱から笑顔の学校への矢印は、教育大綱の実現は学校現場に現象としてたくさんの笑顔をもたらすを意味するものでございまして、一方で笑顔の学校から教育大綱への矢印は、笑顔は本質であり、たくさん笑顔が学校にあふれていくことが教育大綱の実現につながるというものでございます。

4 ページをお開きください。

平成14年度から教育委員会が中心となって推進してまいりましたE d u c e 9、この取り組みにつきましては、全庁的な取り組みである「マイナス10カ月からつなぐ まなぶ かかわる 子育て」の取り組みに発展的に吸収していくものとなりました。これまでのE d u c e 9の中核的な取り組みにつきましては、義務教育期間は笑顔の学校のスローガンのもとで継承していくものでございます。

なお、後期計画はこのページの後段の図のとおり、可児市第4次総合計画後期基本計画の教育部門を担うものと位置づけしているものでございます。

5 ページでございますが、計画の施策の体系でございます。先ほど申し述べたとおり、基本構想部分に変更を加えてございません。各論の後期計画の施策の部分につきましては、教育大綱を受けて、朱筆の部分に若干の訂正が加わっております。

6 ページへ参りまして、基本計画の各論でございます。ここから基本目標Ⅰから始まるわけでございますが、基本目標Ⅰ、夢に向かって生き生きと学べる幼児教育・学校教育ということで、今回の計画のうちのメインとなる義務教育期間を中心とした各論でございます。

前段の囲みの中につきましては、これは前期計画を総括する中で見えてきた主な課題という形で表現されております。その下の後期計画ではから始まります項目につきましては、教育大綱を反映した取り組むべき基本的スタンスを記述しております。

以下、施策1から始まります各施策内の付番項目が主な取り組み、主な取り組みに列記してございます項目が具体的な手段として記述されております。

以下、基本目標Ⅰと同様な構成で、各基本目標ごとに見開きで一覧できるようになっておりまして、ちょっと飛びますが、10ページの基本目標Ⅱにつきましては、家庭づくり・地域づくり、12ページの基本目標Ⅲは生涯学習、14ページの基本目標Ⅳはスポーツの関係、16ページの基本目標Ⅴは文化・芸術・歴史ということで、18ページにつきましては全体の推進体

制について述べております。

この計画の3ページの末尾にも記載してございますが、後期計画のメインでございます、これは各論でございますが、現場の教職員がいつでも携帯して見るができるような冊子というコンセプトのもと、より実態に即した実効性のある取り組みを中心に簡潔にまとめさせていただきます。

19ページでございますが、これは学校等を含む行政と家庭・市民、地域の役割と連携ということで、マイナス10カ月からの子育ての基本的視点であるつなぐ（公助）、学ぶ（自助）、かかわる（共助）、それぞれによりましてこの計画の各論の主な取り組みを整理させていただいたものでございます。

21ページをごらんください。

ここにつきましては、各施策におけます主な目標水準が掲げてございます。トータルで53の指標がございますが、このうち第4次総合計画後期基本計画の同一の指標が16ございます。

23ページの後段から28ページまでは用語の解説となっております。

29ページに参りまして、参考・資料編といたしまして、可児市教育大綱の教育基本計画後期計画の反映状況という形でここに記載させていただいております。次回、平成32年度から始まります第2次可児市教育基本計画、これにつきましては、可児市教育大綱から施策のツリーの展開によるつくり込みが見込まれております。今回、参考までにその展開で整理したものでございます。ちなみに、基本目標Ⅰ、この計画のメインとなります幼児教育・学校教育の主な取り組みにつきましては、100%全て教育大綱を反映しております。

最後に、33ページに本計画の策定委員会の名簿がございます。この委員会のもとで庁内の関係課長から構成されます検討委員会で原案をつくり込んでまいりました。

計画の内容につきましては、以上のとおりでございます。

○委員長（板津博之君） ただいまの報告に対する質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） 済みません、4ページのところで、E d u c e 9からマイナス10カ月というところで、これをどうこう言うんじゃないかと、学校、家庭、地域、三位一体による子育てと書いてありますけど、この三位一体という言葉はこういうふうに使わないよね。本来的にはこれってキリスト教の言葉ですよ。だから、キリストと神と聖霊と、その三位が一緒だという意味。だから、3者が協力してという意味では、三位一体という言葉はおかしいと私は思うので、ここは直していただいたほうがいいと思いますけど、意図はわかるけど、三位一体なんて言葉は使うところではないんじゃないかなと思います。

○教育総務課長（渡辺達也君） ただいま富田委員から語源の由来等言っていただきましたが、私どもも今回初めてこの表現を使ったものではございませんで、E d u c e 9のいわゆる調査書から継承されておまして、前期計画でもこれはこういう形で表現されておりますので、今回につきましては、その後の後期計画ということで、表現方法につきましては整合性を図ったほうがよいだろうという形で、この表現をとらせていただいております。以上です。

○委員（富田牧子君） もう1つですけど、インクルーシブは共生ですか。6ページ。

○教育総務課長（渡辺達也君） 理解としましては、インクルーシブとかインクルージョンと言いますが、含むとか共生とか。

○委員（富田牧子君） 教育委員会がつくるものですから、言葉は正しく使ってほしいというふうに、前に踏襲したかもしれませんが、もう一度見直して、本当にそれが適切な言葉かどうかということ、やっぱりきちっと書いていただかないと、これはすごく大事な基本計画で、なかなかいろいろたくさんにわたってつくっていただいて、それはよかったと思うんですけど、随所随所にある言葉が本当に正しいかどうかということ、私自身は非常にちょっと疑問に思っているところがあって、特にインクルーシブが共生という、そこね。じゃあ、インクルーシブなしで、共生なら共生というふうに言えばいいじゃないですかと思うわけですけど、言葉の使い方をもうちょっと考えていただければありがたいなと思います。

○教育総務課長（渡辺達也君） インクルーシブという言葉とか合理的な配慮という言葉は、策定委員会の中でも関係のセクションのほうから、後期計画はぜひともこの言葉は加えたほうがいいですよと、これからの流れといいますか潮流になりますよと、キーワードになりますよと、この御示唆はいただいております。

富田委員から、かねがね教育委員会は率先して国語については正しい表記でというような御指摘をいただいておりますので、まだこれからパブリックコメントとかございますので、そういった中での御意見を踏まえまして、そこら辺の吟味はさせていただきたく思っております。以上です。

○委員（田原理香君） このE d u c e 9からマイナス10カ月へということなんです、このE d u c e 9、家庭、学校、地域が一緒にとともに連携して地域で子供を育てていこうというところの、こちらの今までの総括というのはちょっと触れられませんでした、どういうところとして出ているんでしょうか。

○教育総務課長（渡辺達也君） 総括といたしましては、直接具体的にここの中では述べられておりませんが、この中核的な部分、今言った三位一体といった表現が適切かどうかというような御意見もございましたけれども、この取り組みにつきましては、今般の一般質問でも出ておりましたけど、学校評議員制度とかコミュニティスクールとか、そういった地域との関係性を重んじた形で、そういった意味では可児市は平成14年度から、そういう意味での取り組みは先進的にやってきたと、そういう経緯がございます。

この計画の中には具体的には載せておりませんが、その総括としまして、それが教育委員会主導でやってきたのが、果たして本来の重きを置いておりましたのが、やっぱり市民運動として盛り上がりというのを期待しておったわけですが、そこまでは至ってなかったというのが総括として言えるかなと思っておりますが、その一つの分析としましては、言葉自体がちょっと難し過ぎたんじゃないかというような、そういう総括としてはありましたが、そこら辺も、その詳細につきまして、この計画で述べる必要はないだろうという形で、ここでは具体的な形では述べておりません。

○委員（田原理香君） E d u c e 9のところ、どのように総括されたのかなというのが、

単にマイナス10カ月が発展的吸収と書いてありますけれど、本当にこれを足すだけなのかなということで、今質問をさせていただきました。

私たちから考えたときに、ずっとE d u c e 9ということを取り組んできて、決して教育委員会が中心だけじゃなくて、地域の中で本当に家庭部会、地域部会、それから学校部会というところの中でやってきたものなので、今このように教育委員会中心の取り組みとしてということで難しいとかとおっしゃいましたけど、そのようにばかり総括を捉えているところが、そればかりじゃないということをちょっと一言添えたいと思います。

○教育総務課長（渡辺達也君） 冒頭に申し上げましたように、総括の負の部分じゃなくて正の部分として、先進的な取り組み、地域の関連性という、今国の大きな文部科学省の流れの中にもあります。そういった意味では可児市は率先して取り組んできた、そういう評価はしております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了といたします。

続いて、報告事項4. エアコンアンケート結果等についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（渡辺達也君） 小・中学校のエアコンにつきましては、中学校につきましては昨年度、小学校は今年度ということで、この間、予算対応等で産みの苦しみと申しますか、そういった中で議会サイドからも御理解いただきまして、温かい手を差し伸べていただきまして、何とかこの2カ年で小・中学校の義務教育施設に、普通教室等にエアコンが設置できたという経緯でございます。

そこで、実際の現場ではどうであったかという形で、6月議会では冬のエアコン、中学校はどうであったかというような集計結果を既に報告させていただいております。そこら辺はエアコンとストーブの比較ということで、はるかにエアコンのほうが過ごしやすく暖かいというような声でございました。

今回は、いよいよ本分と申しますか、夏の酷暑対策をどうするかと。そこで今回、この夏を過ごして、そのアンケートを取りまとめましたので、その報告をさせていただくものでございます。

まず、資料ナンバーの6の2をごらんいただきたいと思っております。

中学校の冷房アンケート集計結果でございます。冷房の感想でございますが、8割弱の方が、上のグラフでございますが、快適であったというような回答をいただいております。じゃあ、その下の左の円グラフでございますが、快適と回答した生徒の理由、複数回答を含むものでございますが、そこを見ますと、一番多かったのは涼しくて気持ちがいいと、次に授業に集中できる、3番目に汗でべたつかないとか、以下、あせも・アトピー等の症状緩和とか、そういった形の声が返ってまいりました。

一方で、不快と回答した生徒が18人おったわけですが、その内容はどうかと申しますと、

これも複数回答でございますが、寒い、乾燥している、体調が悪くなるというようなふうが続いております。不快に思ったという子につきましては、私どもとしましては稼働当初に、なれないため少し体調不良を訴えた子供がいたということですが、大事には至っておりません。今のアンケートを見ましても、総じて良好な状況と判断しておりますが、現実には不快と捉えた子供もいるということでございますので、そこら辺につきましては、今後の運用でさらにきめ細かな対応に心がけてまいりたいと思っております。

続きまして、資料ナンバーの6の1でございますが、この可児市立の小・中学校のエアコンの運用方針ということで、これにつきましては昨年の冬に運用開始するに当たりまして、暫定版として運用指針を昨年の12月議会で暫定版の報告をさせていただいたところでございます。今回の夏のそれも含めまして、今後の本格的な運用指針という形で策定させていただきましたので、報告させていただきます。

さきにお示ししました暫定版と若干異なりますのは、この網かけの部分でございますが、2ページ目の稼働期間、これが暫定版では6月中旬から9月中旬となっておりますが、ちょっと前倒ししまして、6月上旬から9月下旬という形で、近年の気候の変化に対応させていただいております。

あと、同じ2ページの使用の目安、これは教室内の温度ということでございましたが、こちら辺は実態に即した形で、教室または職員室内の温度という形で訂正させていただいております。

あと、暖房の使用の時間でございますが、これも暫定版は8時半から17時となっておりますが、これはやっぱり現場の声も受けとめまして、朝の寒さ対策ということで30分繰り上げまして、8時から16時半とさせていただきます。以上でございます。

あと、3ページ等につきましては、主なものは冬場の湿度の調整を明記したということと、それと窓または扉開放による換気の実施を明記したというものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） この件に関して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、報告事項5. 学校給食費滞納者への法的措置についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長（山口好成君） 教育福祉委員会資料の7をごらんください。

学校給食費滞納者への法的措置につきまして、これまでの経過につきまして御報告をさせていただきます。

学校給食費の滞納対策につきましては、法的措置となります支払い督促を簡易裁判所に申し立てることで未納給食費を回収するとともに、市の未納に対する強い取り組み姿勢を示し、未納に対する抑止力とすることを基本方針として定め、平成26年度からこの法的措置に取り組んでまいりました。

これまで計19件、滞納総額427万6,356円の滞納給食費の訴えの提起を議決していただき、これまでに15件、滞納総額360万5,437円の支払いを求める支払い督促の申し立てを御嵩簡易裁判所のほうに行ってまいりました。これよりは、議決いただきました訴えの提起ごとに経過につきまして御報告をさせていただきます。

初めに、平成26年度の申し立て分について御説明いたします。

平成27年2月23日に議決をいただきました2件、滞納総額128万7,830円につきましては、2件とも裁判所の決定をいただいたところでございます。債務者1につきましては、申し立て費用と訴訟移行費用を含めた債務額82万3,336円について、7月2日に御嵩簡易裁判所で口頭弁論が開かれ、7月から毎月、いわゆる月末ですが3万5,000円を支払うことで裁判上の和解が成立をいたしました。債務者2につきましては、7月23日に口頭弁論の期日が決まりましたが、当日出廷されませんでしたので、滞納額48万5,770円及びこれに対する4月2日から支払い済みまで年5%の割合による金員並びに訴訟費用につきましては被告の負担とする判決が言い渡され、異議申し立て期間を経過した8月21日に確定をしております。現在、訴訟代理人弁護士からこの判決に基づきまして、相手方に支払いの請求をしているところでございます。なお、納付いただけない場合につきましては、債権差し押さえ命令の申し立てを行い、給料や金融機関口座の差し押さえなどの強制執行に移行していきたいと考えております。

続きまして、2ページ目をごらんください。

ここからは、平成27年度の申し立て分について御報告をさせていただきます。

本年度第1回目となります5月27日の議会で議決をいただきました8件、滞納総額185万3,100円は、これまでに異議の申し立てがございました3件について裁判所の決定をいただいたところでございます。

債務者3、債務額12万7,582円につきましては、10月22日に口頭弁論が開かれ、11月から毎月月末に6,000円を支払うことで和解が成立しております。債務者4は、債務額21万4,474円について、同じく10月22日の口頭弁論で11月から毎月月末に1万円を支払うことで和解が成立しております。債務者5は、債務額35万2,188円につきましては、同じく10月22日の口頭弁論で11月から毎月月末に1万5,000円を支払うことで和解が成立しております。

残り5件のうち4件につきましては、支払い督促の申し立てに対しまして異議申し立てが出ておりませんので、次の手続となります仮執行宣言つき支払い督促の申し立てを11月27日御嵩簡易裁判所に行ったところでございます。

また、残り1件につきましても仮執行宣言つき支払い督促の申し立てにつきまして、現在、御嵩簡易裁判所と協議を進めているところでございます。

本年度第2回目といたしまして、8月31日の議会で議決いただきました6件、滞納総額56万2,301円は、このうち1件から申し立てを行う前に9月から毎月月末に1万円を支払うことで話し合いがまとまり、また分納誓約書も提出されまして9月から支払いが現在のところ継続されていますところから、現在、申し立てにつきましては猶予をしているところでござい

ます。

この1件を除く5件、46万4,507円につきまして、支払い督促の申し立てを行ったところでございます。

3ページ目をごらんください。

申し立てを行いました5件中4件から支払い督促に対しまして異議の申し立てがございましたので、訴訟に移行することになりました。

債務者6、債務額9万8,988円につきましては、一括での支払いができないという申し出で、毎月1万円の分割払いを希望する旨の異議申し立てがございました。口頭弁論が来年1月14日に開廷される予定となっております。債務者7、債務額14万1,704円につきましても、これまた一括での支払いができないため毎月3万円の分割払いを希望する異議申し立てがございました。口頭弁論につきましては、同じく1月14日に開廷される予定でございます。債務者8、債務額9万9,088円につきましても、同じく一括での支払いができないため、毎月2万円の分割払いを希望する異議申し立てがございました。これも同じく口頭弁論が1月14日に開廷される予定でございます。債務者9、債務額8万2,891円、これも一括での支払いができない旨の異議申し立てがあり、毎月1万円の分割を希望する申し立てがございましたが、まだ今のところ口頭弁論の期日につきましては決定をしておりません。

残る1件につきましては、支払い督促の申立書が不在であったため送達が不能であったと裁判所のほうから通知が来ておりましたので、11月30日付で夜間、また休日送達を行ってほしいという上申書を裁判所に提出したところでございます。

12月1日に議決をいただきました第3回目の申し立てにつきましては、現在、この12月中に提出する旨、訴訟代理人弁護士のほうと打ち合わせをし、現在、最終協議のほうに入っているところでございます。

一番下段でございますが、資料として、これまで裁判所で決定されました内容を一覧表にして掲載をさせていただきました。先ほども説明をさせていただきましたが、債務者2を除く4件につきましては、分割での和解が決定をし、その結果、本年度中に47万円、平成28年度は79万2,000円、平成29年度は25万5,580円の合計151万7,580円の納付の確約をとることができました。

今後も納付していただいております保護者との公平性と公正性、財源の確保の観点から適正徴収に最大限に努めるとともに、引き続き法的措置として御嵩簡易裁判所のほうへの申し立てについても、引き続き講じていく考えでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了といたします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆さんは退席いただいて結構で

す。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項1．議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

先月の議会報告会において、市民の皆さんからいただいた意見を所管ごとに振り分けまして、事前に配付をさせていただいております。それぞれ御一読いただいたと思いますが、その取り扱いについて委員の皆さんから御意見をいただきたいと思っております。

当委員会のほうは、皆さん見ていただけたとおりにかと思いますが、それぞれ各班ごとに回答した部分もあろうかと思っておりますけれども、大体、班長のほうでまとめられた御意見をまとめると、こういう項目ごとにまとまっているかと思っておりますけれども、この中で当委員会として取り扱っていくべきものというのを、きょう皆様から御意見をいただきたいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） 内容的に見ても、取り扱う、取り扱わないということではなくて、私どもの委員会の部分でいくと、グループの中で大分、この内容については答えられておる部分もあるんだらうなというふうに思うんですけれども、じゃあこれを取り上げてここを調査していきましようとか、政策に生かしましようという内容のものがちょっと少ないのかなというふうに思います。

これは皆さん読んできていただいていると思っておりますので、今度の子育て拠点施設についてなどで言いますと、必要はないというものに対して、これはどう議論をしていくのかと、一つ一つとっていくと、内容が大体そういった感じの内容になっておまして、介護とか認知症の問題とかということとは共有しながら、今後の委員会審査の中で生かしていくということになってくるんだらうというふうに思いますし、これについてまだもう少し調査・研究して答えが足りないというような内容のものは、私はこの中では発見できなかったというふうに思っていますが、皆さんはどのように思われるかということで。

○委員（田原理香君） 私もこの中で特段これを使って何かということは見当たらないように思います。

ただ、先日市長のところに来たお手紙については、もうちょっと私どものほうにも共有できたらというようなお話がありました。ということは、同時にこういった議会報告会でそれぞれ地域の方々が思っているんじゃないかと、できれば市の職員の方々に共有して、ああなるほど、こういうような意見が出ているのかということはお渡しして、何らかの施策だったり、御自身たちが活動に生かしていただくことはできるのかなとは思いました。

○委員長（板津博之君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

一応、教育福祉委員会としては、9月議会において、予算決算委員会第3分科会のほうでは学校生活のサポート体制ということで提言もしておるところですので、調査・研究をどうか別としてというよりも、学校生活のサポートというところは今後も注視していったほうがいいんじゃないかということは副委員長との話でしておったところなんです、そういうニュアンスで当委員会としては議会報告会実施会議のほうに申し送りをするというようなことでいかがでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

じゃあ、そういうことで、学校生活サポートについてというのが最後に入っているんですけども、その辺を踏まえてまた議会報告会実施会議のほうに送りたいというふうに思います。

それでは、この件に関しては終了といたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。

そのほかの欄に記入はしてありますけれども、2月3日に民生児童委員との懇談会を行いますので、皆様、御出席のほどよろしく願いをいたします。

それ以外に何かございましたら、この場でお聞きしますけれども、特になかったでしょうか。

[発言する者あり]

懇談会は時間が午前10時の予定です。午前10時からということでお願いをしたいと思います。

よろしいですか。ほかに特になければ、これで終わりますけれども。

[挙手する者なし]

それでは、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時52分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月16日

可児市教育福祉委員会委員長